

## 平成27年度 公民館職員専門講座 基調講義レジュメ

日 時 平成27年5月19日(火) 11時15分～12時45分

会 場 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

講義テーマ 地方創生における公民館の在り方

講 師

ふるさと再生塾塾長 小山 忠弘

はじめに 唱歌「故郷」 ふるさと再生塾創設の動機

### 1、日本の限界集落の現状

### 2、平成の大合併と規制緩和がもたらしたもの

- \* 細る地域(消滅可能地域の増加) \* 細る議会(議員定数の削減・消滅) \* 細る独自性(旧町村の特色ある伝統・文化の衰退)
- \* 細る教育環境(学校の統廃合、社会教育主事等の削減)

### 3、新教育委員会制度と社会教育・公民館運営の懸案事項

- \* 公的社会教育の衰退
- \* 社会教育・生涯学習施設の衰退

### 4、公民館関係者は地方創生をどう読み解くか

●平成の大合併による弊害の是正と人口減少社会(2040年問題)への対応

<地方創生は何を目指すのか>

(1)若者の就労、結婚、出産の支援 (2)東京への一極集中の是正 (3)地域の特性の尊重

1)「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ⇒「しごと」と「ひと」の好循環

2)「まちの創生」の政策パッケージ⇒「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化

①中山間地域等の「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

②ふるさとづくりの推進⇒「ふるさと」に誇りを高める施策の推進＝「ふるさと」の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化等について、今一度、体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育など様々な機会において学ぶ活動を推進する。

### 5、公民館は教育機関としての役割・機能を果たしているか

公的社会教育(行政社会教育)の推進の中核的社会教育施設＝社会教育法(第5章20条～42条)の遂行に努めなければならない。

(1)公民館設置の原点に戻ること

寺中構想＝公民教育は「実践教育」「相互教育」「総合教育」である。「総合的公民学校たる公民館」の設置を提唱、公民館は社会教育、社交娯楽、町村自治振興、産業振興、成年養成の機能を兼ね備えた郷土振興の中核機関である。

※公民館事業の展開は、全国画一のものではなく、自治体の数だけ、公民館の数だけ独自性を持つものであるということ

(2) 全公連が目指す公民館像

- 1) 自由と均等の原則
- 2) 無料の原則
- 3) 学習文化機関としての独自性の原則
- 4) 職員必置の原則
- 5) 地域配置の原則
- 6) 豊かな施設設備の原則

資料出所「つどう まなぶ むすぶ よくわかる公民館のしごと」(社)全国公民館連合会

6、公民館関係者に求められること